

# 岐阜県高等学校文化連盟専門部設置のための手続きおよび 基準（内規）

## 1. 設置のための手続き

(1) 設置を希望する者は、設置申請書を岐阜県高等学校文化連盟会長宛てに提出する。申請書には、次の内容を記載する。

- ①設置希望部門の代表者名（学校長）
- ②設置希望部門の連絡責任者名
- ③設置の目的
- ④当該部門の活動内容
- ⑤申請に至るまでの経緯
- ⑥組織、所属校数、人数
- ⑦その他、参考となる事項

(2) 申請書に基づき、役員会及び評議員会で審議し、設置の可能性のうかがえるものについては、1年以上の設置のための準備・研究機関を設け検討する。必要に応じて準備・研究のための特別委員会を設置することができる。

(3) 設置のための準備・研究機関において検討した成果をもって、役員会及び評議員会で審議し、承認を得るものとする。

## 2. 設置基準

新たに専門部を設置したい場合は、次の条件のいずれかに該当するものとする。

(1) 県内の多くの高等学校において活動が認められる分野で、岐阜県高等学校文化連盟の目的を達成するために組織化することが効果的であると認められるもの。

(2) 全国的に盛んな活動がなされており、将来、本県においても育成が望ましいと認められるもの。

3. すでに加盟している専門部を改廃する場合は、役員会及び評議員会の承認を得るものとする。

（平成6年5月10日制定）

平成6年 将棋 自然科学  
9年 放送  
13年 文芸  
15年 地域研究

# 岐阜県高等学校文化連盟表彰（功労者）について（内規）

1. 岐阜県高等学校文化連盟（以下「岐阜県高文連」と称する）の普及振興に功績があった者に対し表彰を行い、本連盟の文化活動の振興・発展に資することを目的とする。

2. 受賞候補者は、次の各号のいずれかに該当するものとし、高文連誌、会報にその名を記録してその功績をたたえ、かつ感謝状を授与する。

(1) 岐阜県高文連役員（専門部長、監事、事務局員）を5年以上つとめた者。ただし記念行事等の実行委員長は1年として数える。

なお、岐阜県高文連会長及び事務局長をつとめた者が退任したときは、岐阜県高文連が社団法人全国高等学校文化連盟に推薦し、同連盟より感謝状が授与される。

(2) 全国大会上位入賞（3位以上）、総合開会式運営委員等、その他特に功績のあった部顧問。

3. 表彰該当者は事務局が調査し、役員会ならびに評議員会の承認を得るものとする。

4. 表彰は原則として総合開会式の折に行う。ただし、退職者については役員会または評議員会において行う。

5. 周年記念行事における表彰該当者については、別途協議する。表彰に要する費用は岐阜県高文連特別会計より支出する。

平成10年5月12日制定

平成13年5月8日改正

平成18年5月10日改正

平成22年2月24日改正